

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委－ 3 2
- 2 案件名 宝塚市住民基本台帳ネットワークシステム統合端末構築及びソフトウェア保守に関する業務委託（追加調達分）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約締結の日から令和 1 2 年（2030 年） 1 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
社名： 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
本契約については、本市において稼働中の住民基本台帳ネットワークシステムのうち統合端末の増設分に対する構築及び当該ソフトウェア保守に関する業務委託である。
住民基本台帳ネットワークシステムについて既に令和 6 年度契約において稼働中であり、当該構築及びソフトウェアの保守が別事業者となった場合には責任分界点が不明確となり、運用に業務に支障を来すことから、事業者を指定するものである。
- 7 問合わせ先
課名： 窓口サービス課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委－ 3 1
- 2 案件名 令和 7 年度 住基ネット統合端末及びタッチパネルの移設に係る業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
宝塚市山本東 2 丁目 2 番 1 号 長尾サービスセンター 地内
宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号 宝塚駅前サービスステーション 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
社名： 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
上記相手方が構築・保守を担っており、本件は、現在使用している住基ネット統合端末等の移設、稼働設定に係る内容を業務委託しようとするものである。
当該住基ネット統合端末移設・設定については、現行運用とも密接不可分であり、設定内容を熟知している上記相手方が最も円滑で最適な業務を実施できるため相手方を指名するもの。
- 7 問合わせ先
課名： 窓口サービス課

特名随意契約の理由書

- 1 契約番号 健長委R 7－5
- 2 案件名 胃部X線透視撮影装置保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和 8年(2026年) 1月 1日 から
令和11年(2029年) 3月31日 まで

- 5 契約相手方
社名：キヤノンメディカルシステムズ株式会社

- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由) 本機器は、精密かつ複雑で特殊な機器のため、保守点検については、依頼できる業者は限られています。

特に、健康増進事業に使用する機器は、検査の中止や延期等ができないため、部品の調達も含めた即応体制が必要であることから、上記機器のメーカーである上記契約相手方を指定します。

- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 物品名 焼却炉用部品（排ガス処理用圧縮機用部品）
- 3 納品場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和8年(2026年)2月20日
- 5 契約相手方
社名：株式会社 日立産機システム
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該圧縮機は、生産終了しており、その専用部品の調達が製造者である上記業者以外の者からではできないため。

7. 問い合わせ先
課名： クリーンセンター管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 市立スポーツセンター駐車券書込機
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 締結日 ～
令和 8年（2026年）3月19日（木）
- 5 契約相手方
住所： 大阪市西区立売堀1丁目6番17号
社名： アマノ株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
市立スポーツセンター駐車券書込機は、駐車券への書き込みができない事態が度々発生しております。また製造中止から10年以上経過し、部品供給もすでに終了して修理ができない状況です。この機器と連動しております駐車場発券機や精算機は上記業者製で、それぞれの機器の互換性等を考慮すると上記業者製の製品以外では、契約の目的を達することはできず、代理店販売はありません。
つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりアマノ株式会社を随意契約の相手方とします。
7. 問合わせ先
課名：スポーツ振興課